

# 「加茂市指定給水装置工事事業者」新規申請について

加茂市で給水装置の工事及び修理を行う場合は、指定給水装置工事事業者として指定を受けなければなりません。申請時に必要な書類については、下記を参照してください。

## 1. 新規申請に必要な書類

提出書類		法人	個人	備考
指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）		●	●	表面と裏面、必ず両方記入してください。
添 付 書 類	機械器具調書（別表）	●	●	
	誓約書（様式第2）	●	●	
	住民票（写し）		●	発行日から3か月以内のもの
	定款（写し）	●		直近のもの。余白に代表者の原本証明を記載してください
	登記簿謄本又は登記事項証明書（原本）	●		発行日から3か月以内のもの
	給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第3）	●	●	指定後 <b>30日以内</b> に届出。但し、新規申請と同時に提出も可能
	給水装置工事主任技術者の免状（写し）又は主任技術者証（写し）	●	●	

## 2. 提出方法

持参または郵送

## 3. 申請手数料

3,000円

## 4. その他

- ・申請書類の受付時間は8時30分から17時15分までです。（土日祝日は除く）
- ・申請から指定までに要する期間は**おおむね2週間程度**です。
- ・指定日（指定給水装置工事事業者証を交付する日）については事前に申請者へご連絡しますので、上下水道課庶務係までお越しく下さい。  
※ 事業者証の郵送については行っておりません。

## 5. 申請場所及びお問い合わせ先

〒959-1392 加茂市幸町2丁目3番5号 加茂市上下水道課（水道事業）庶務係

TEL：0256-52-0080 FAX：0256-53-4677